

山武市地域振興基金運用益の活用方法について

対象事業となる区分	
①市民の連帯の強化となるもの ・各種イベント開催事業 ・新しい文化の創造に資する事業 ・その他一体感の醸成に資する事業	②地域振興を推進するもの ・地域行事、伝統文化等の活性化を図る事業 ・地域活性化事業 ・市民の主体的な活動を促進する事業 ・その他特色ある地域振興に資する事業
③市民協働の推進に関するもの	④その他市長が基金の設置目的を達成するために必要と認めるもの

